

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて

強化プラスチック製二重殻タンクについては、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第13条第2項並びに危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第24条の2の3及び同第24条の2の4に定める基準によるほか、「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」（平成7年3月28日付け消防危第28号消防庁危険物規制課長通知。以下「28号通知」という。）により、その統一的運用をお願いしているところである。

強化プラスチック製二重殻タンク（以下「FF二重殻タンク」という。）は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うために新たに開発されたものであり、28号通知で示すとおり地下貯蔵タンクと外殻とが一体となって当該FF二重殻タンクに作用する荷重に対して安全な構造とするものである。また、その構造上の特性から実試験による性能を確認する基準としており、28号通知に示す内圧試験及び外圧試験により安全な構造を確認するものである。

FF二重殻タンクの構造が技術上の基準に適合しているか否かについては、FF二重殻タンクの設置にあたっては、すべてFF二重殻タンクに対して内圧試験及び外圧試験を実施し市町村長等が判断することとなる。しかしながら、設置するすべてのFF二重殻タンクについて当該試験を実施することは設置する側に多大なる負担を強いることとなる。

このような状況を踏まえ、今般、FF二重殻タンクの安全性の確認に関する市町村長等の審査・検査事務の効率化の一助とするため、当庁の指導に基づいて、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）において、本年11月1日より、FF二重殻タンクの本体及びFF二重殻タンクの本体に漏えい検知設備を設けたもの（以下「FF二重殻タンクの本体等」という。）並びに漏えい検知設備に係る構造等に関する試験確認を実施するとともに、試験確認を行ったFF二重殻タンクの本体等及び漏えい検知設備に対して、別添の試験結果通知書を交付するとともに試験確認済証を貼付することとなる。

なお、協会がFF二重殻タンク本体等及び漏えい検知設備について認定を行った場合は協会からの認定の情報（以下「認定情報」という。）を提供するので、貴職におかれては下記事項に留意のうえ、審査・検査にあたって本試験確認制度を活用されるとともに貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

- 1 試験確認結果通知書において「適合している」とされたF F二重殻タンク本体等のうちF F二重殻タンクの本体については、政令第13条第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び同項第3号の規定による規則第24条の2の2第3項第2号、同第24条の2の3及び同第24条の2の4に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更に許可にあたっては、28号通知5（1）に掲げる許可に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に試験確認結果通知書の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面等と照合できる図面等を添付させ、認定情報の内容と相違ないことを確認すれば足りるものである。

- 2 試験確認結果通知書において「適合している」とされたF F二重殻タンク本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認結果通知書において「適合している」とされた漏えい検知設備については、政令第13条第2項第1号ロの規定に基づく規則第24条の2の2第4項に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更に許可にあたっては、28号通知5（1）に掲げる許可に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に試験確認結果通知書の写し及び認定情報によって示される構造等の仕様書、図面と照合できる図面等を添付させ、認定情報の内容と相違ないことを確認すれば足りるものである。

- 3 試験確認済証が貼付されたF F二重殻タンク本体等のうちF F二重殻タンクの本体については、政令第13条第2項第1号ロ、同項第2号ロ及び同項第3号に基づく規則第24条の2の2第3項第2号、同第24条の2の3及び同第24条の2の4に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の完成検査にあたっては、28号通知5（3）に掲げる完成検査に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置されるF F二重殻タンクの本体の寸法、構造等が相違ないことを確認すれば足りるものである。

- 4 試験確認済証が貼付されたF F二重殻タンク本体等のうち漏えい検知設備及び試験確認済証が貼付された漏えい検知設備については、政令第13条第2項第1号ロに基づく規則第24条の2の2第4項に定める技術上の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

したがって、設置又は変更の完成検査にあたっては、28号通知5（3）に掲げる完成検査に関する事項を確認するのに代えて、許可申請書に添付させた構造等の仕様書、図面等と設置される漏えい検知設備の構造等が相違ないことを確認すれば足りるものである。

強化プラスチック製二重殻タンクの本体の試験確認結果通知書

危業第 平成 年 月 日 号	
殿	
危険物保安技術協会 理事長	
平成 年 月 日付で申請のあった強化プラスチック製二重殻タンクの本体の試験確認を行った結果、下記のとおり試験確認基準に（適合している、不適合である）ので通知します。	
記	
申請者	名称 所在 〒
型式名称	
型式確認番号	
区分	新規試験確認、重変更、軽変更、定期試験確認
確認年月日	
有効年月日	
その他必要事項	
特 記 事 項 等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

漏洩検知設備の試験確認結果通知書

殿	危業第 平成 年 月 日 号
危険物保安技術協会 理事長	
平成 年 月 日付で申請のあった漏洩検知設備の試験確認を行った結果、 下記のとおり試験確認基準に（適合している、不適合である）ので通知しま す。	
記	
名 称	
所 在 地	〒
型 式 名 称	
型 式 確 認 番 号	
区 分	新規試験確認、重変更、軽変更、定期試験確認
確 認 年 月 日	
有 効 年 月 日	
検 知 方 式	
特 記 事 項 等	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。